

施設整備基本計画の方針について（施設配置）

■ 施設配置に関する基本的な考え方

新清掃工場の施設配置の基本的な考え方を下記に示します。

【敷地内に設ける主な施設の概要】

敷地内には主に下記の施設を整備します。

工場棟・・・ごみの焼却をするための施設の中心となる施設です。ごみを貯留するごみピットやごみを焼却するための炉、ばいじんを除去するための設備等の機能を収容します。

計量棟・・・ごみの搬出入車両の重量を量り、受付等の手続きを行う施設です。管理棟と一体に設ける場合もあります。

管理棟・・・施設の管理を行う執務室や見学者への説明などを行う研修室が設けられた施設の入り口となる施設です。

駐車場・・・施設の従業員や見学者などの利用する駐車場です。

緩衝緑地帯・・・周囲からの景観に配慮した、敷地周縁の緑地帯です。

【施設配置の基本的な考え方】

配置計画においては下記の配慮事項に基づき、配置を検討します。

周辺の農地等に配慮した建物形状・配置とし、周囲への日影や照明等の影響を抑制します。

敷地の周縁には緩衝緑地帯をできるだけ広く確保し、周囲からの景観に配慮します。搬入車出入り口より計量棟まで待機車両スペースを十分に確保し、周辺道路の渋滞等に配慮した計画とします。

搬入車などの車両、駐車場を利用する一般車両、歩行者の動線は分離し、安全な動線に配慮します。

浸水対策として、工場棟のプラットフォーム（ごみの受入を行う場所）は2 階以上に設け、浸水被害を最小限となるよう配慮します。

圧迫感軽減のため、煙突の位置に配慮し、また周囲への排ガス及び日影の影響等を考慮し、煙突の高さを決定します。

雨水処理については、「野田市宅地開発指導要綱」に基づき、関係機関との協議により計画します。

■施設配置の基本的な考え方を示す略図

